



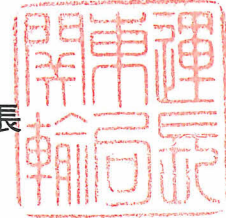
関自監旅第408号の2

平成24年12月21日

社団法人全国個人タクシー協会

関東支部長 殿

関東運輸局長



個人タクシーの適正な運営に係る事案通報について

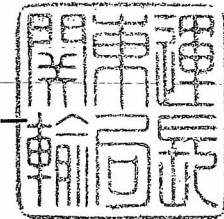
標記については、「個人タクシー適正化対策にかかる事案通報について」（平成3年3月8日付け関自旅2第515号の6及び関整事公第54号の6）通達により、関東運輸局と東京タクシーセンターにおいて通報制度を設けているところであるが、今般、本通報制度を別添のとおり改正したので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



公益財団法人 東京タクシーセンター
会長 渡邊 佳英 殿

関東運輸局長

内波 謙



個人タクシーの適正な運営に係る事案通報について

標記については、平成3年3月8日付け関自旅2第515号の6及び関整事公第54号の6による関東運輸局長通達（以下「平成3年通達」という。）に基づき、貴法人における街頭指導等事案について通報を受けているところであるが、今般、当局における個人タクシー事業者に対する適正化対策をより強化し、厳格化することとしたので、今後発生する街頭指導等事案については、下記の要領に基づき、東京運輸支局監査担当あて通報することとされたい。

なお、本通達の発出に伴い、平成3年通達は廃止する。

記

個人タクシー事業者に係る一般苦情申告及び街頭指導事案については、次の要領により通報するものとする。

1 処分対象としての通報

一般苦情申告（乗車拒否又は不当運賃收受によるものであって、申告者の住所及び氏名が明らかであるものに限る。）があった者又は街頭指導（東京タクシーセンターが定める「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」による街頭指導を除く。以下同じ。）において指導員の指導に従わない者であって、2（1）に該当する者。

2 監査対象としての通報

一般苦情申告（乗車拒否、不当運賃收受、接客不良又は迂回走行等。以下同じ。）があった者又は街頭指導により是正指導を行った者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 過去2年以内に、関東運輸局長又は東京運輸支局長より、文書警告以上の処分を受けた者
- (2) 過去2年以内に、一般苦情申告又は街頭指導により、是正指導を受けた者
- (3) 一般苦情申告又は街頭指導による是正指導の発生日前1年以内に個人タクシー事業の新規許可（又は譲渡譲受の認可）を受けた者
- (4) 東京タクシーセンターが定める「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に規定する規制違反点数が累積5点以上に達した者
- (5) 特に悪質であって通報が必要と認められる者

3 監査の実施

東京運輸支局監査担当は、東京タクシーセンターより、2による通報があったときは、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月30日付け公示）の1.(3)⑧の規定に基づき、呼出監査を実施するものとする。

4 通報の時期

月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに通報すること。

附 則

- 1 この取扱いは、平成25年4月1日より実施するものとする。
- 2 この取扱い実施前の街頭指導等事案にあっては、平成3年通達によるものとする。

個人タクシー適正化対策にかかる事案通報について（新旧対照表）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">関自監旅第408号 平成24年12月21日</p> <p>公益財団法人 東京タクシーセンター 会長 渡邊 佳英 殿</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 内波 謙一</p> <p style="text-align: center;">個人タクシーの適正な運営に係る事案通報について</p> <p>標記については、平成3年3月8日付け関自旅2第515号の6及び関東整事公第54号の6による関東運輸局長通達（以下「平成3年通達」という。）に基づき、貴法人における街頭指導等事案について通報を受けているところであるが、今般、当局における個人タクシー事業者に対する適正化対策をより強化し、厳格化することとしたので、今後発生する街頭指導等事案については、下記の要領に基づき、東京運輸支局監査担当あて通報することとされたい。 なお、本通達の発出に伴い、平成3年通達は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>個人タクシー事業者に係る一般苦情申告及び街頭指導事案については、次の要領により通報するものとする。</p> <p>1 処分対象としての通報 一般苦情申告（乗車拒否又は不当運賃收受によるものであって、申告者の住所及び氏名が明らかであるものに限る。）があった者又は街頭指導（<u>東京タクシーセンターが定める「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」による街頭指導を除く。以下同じ。</u>）において指導員の指導に従わない者であって、2（1）に該当する者。</p>	<p style="text-align: right;">関自旅2第515号の6 関東整事公第54号の6 平成3年3月8日</p> <p>(財)東京タクシー近代化センター 会長 坪井 東 殿</p> <p style="text-align: center;">関東運輸局長 森谷 進伍</p> <p style="text-align: center;">個人タクシー適正化対策にかかる事案通報について</p> <p>個人タクシー事業の適正な運営を確保するため、別紙のとおり所要の対策を実施することとしたところであるが、本対策実施上必要があるため、従来の報告に加えて当分の間、貴センターにおける指導事案等につき別添の要領により当局あて報告願いたい。</p> <p style="text-align: right;">別 添</p> <p>個人タクシー事業者にかかる一般苦情申告及び街頭指導事案については、下記要領に基づき通報するものとする。</p> <p>1 実施時期及び期間 平成3年4月1日より当分の間とする。</p> <p>2 処分対象としての通報 一般苦情申告（乗車拒否・不当運賃收受）で申告者の住所、氏名が明らかであり申告内容が具体的なもの、及び街頭指導において、指導員の指導に従わなかった者であって下記3の（1）に該当する者。</p>

2 監査対象としての通報

一般苦情申告（乗車拒否、不当運賃收受、接客不良又は迂回走行等。以下同じ。）があった者又は街頭指導により是正指導を行った者であって、次のいずれかに該当する者。

- (1) 過去2年以内に、関東運輸局長又は東京運輸支局長より、文書警告以上の処分を受けた者
- (2) 過去2年以内に、一般苦情申告又は街頭指導により、是正指導を受けた者
- (3) 一般苦情申告又は街頭指導による是正指導の発生日前1年以内に個人タクシー事業の新規許可（又は譲渡譲受の認可）を受けた者
- (4) 東京タクシーセンターが定める「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に規定する規制違反点数が累積5点以上に達した者
- (5) 特に悪質であって通報が必要と認められる者

3 監査の実施

東京運輸支局監査担当は、東京タクシーセンターより、2による通報があったときは、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成21年9月30日付け公示）の1.（3）⑧の規定に基づき、呼出監査を実施するものとする。

4 通報の時期

月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに通報すること。

附 則

- 1 この取扱いは、平成25年4月1日より実施するものとする。
- 2 この取扱い実施前の街頭指導等事案にあつては、平成3年通達によるものとする。

3 監査対象としての通報

一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を行った者であつて次の項目のいずれかに該当するもの。

- (1) 過去1年以内に、関東運輸局長又は東京陸運支局長より行政処分（文書警告以上）を受けた者。
- (2) 過去1年以内に、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者。
- (3) 特に悪質であつて通報が必要と認められるもの。

4 通報する時期

通報は、原則として月毎に取り纏め翌月の10日までに報告すること。

街頭指導において是正指導を受けた個人タクシー事業者等に対する 適正な運営のための対策の強化について

平成25年4月1日より、東京タクシーセンターが行う「街頭指導」において是正指導を受けた個人タクシー事業者等に対する国土交通省関東運輸局への通報制度が強化されます。

現 行

- ・過去1年以内に、関東運輸局より文書警告以上の処分を受けた者であって、一般苦情申告があった者又は街頭指導において指導員の指導に従わない者
- ・過去1年以内2回、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者
- ・一般苦情申告又は街頭指導による是正指導の発生日前1年以内に個人タクシー事業の新規許可(又は譲渡譲受の認可)を受けた者であって、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者

平成25年4月1日より

- ・過去2年以内に、関東運輸局より文書警告以上の処分を受けた者であって、一般苦情申告があった者又は街頭指導において指導員の指導に従わない者
- ・過去2年以内2回、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者
- ・一般苦情申告又は街頭指導による是正指導の発生日前1年以内に個人タクシー事業の新規許可(又は譲渡譲受の認可)を受けた者であって、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者
- ・「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に規定する規制違反点数が累積5点以上の者であって、一般苦情申告又は街頭指導により是正指導を受けた者

東京タクシーセンターより、国土交通省 関東運輸局へ通報
⇒ 関東運輸局による監査の実施